

障害者の自立支援や

安定した施設運営のため

市独自の支援策を展開

平成18年10月に本格施行された「障害者自立支援法」は、市町村が、障害のある方々に、障害の種別にかかわらず必要とするサービスを一元化して提供するものです。

しかし、市では、同法施行を受け、すべての障害者に必要とする支援が保障されているか、激変緩和策がとられているか、また、市独自の支援策が必要か、判然としませんでした。

そこで、障害者団体や施設運営者などから対応策や要望をお聞きし、独自の支援策を検討していましたが、18年12月、国により利用者負担軽減や激変緩和策などが打ち出され、市で検討していた支援策の大部分は、国により対応されることになりました。

しかし、障害者団体と施設運営者の要望の中には、国の対応では解決することができない問題があったことから、市では、19年度から独自の5つの支援を実施することとしたものです。

また、同時に精神障害者への新

たな医療費の助成にも取り組むこととしました。

独自の補助で

障害者に自立した生活を

市では、まず19年3月に、障害

者のグループホームやケアホームなどの入居者への家賃の補助を行う「障害者グループホーム等入居者家賃補助金」を実施しました。

また、19年8月分の医療費からは、自立支援法が3障害一元化のサービスを基本としていることから、

「重度・心身障害者医療費助成金」の対象に精神障害者保健福祉手帳1級の方も加え、助成しています。

同年10月からは、傷害保険料が助成されている市営施設通所者に對し、民間障害者支援施設の利用

者には助成制度が無いことや、また、無料送迎バスや家用車、交通機関など、利用者間の交通費負担にも差が生じていたため、「傷害保険料助成金」と「障害者支援施設等通所者交通費助成金」を開始しました。

事業者へ

施設運営費の補助も

さらに、グループホームやケアホームなどの安定した運営と新たな事業者の参入を促進するため、

事業者に対して国の基準報酬に市が上乗せ補助を行い、障害者の住み慣れた地域での自立した日常生活への移行をさらに進める「障害者グループホーム等運営事業補助金」を始めました。

補助は、19年4月分にかかのばって、自立支援法施行前と施行後の報酬の差額分を市が支給するものです。

なお、対象事業者へは申請方法を、3月に通知する予定です。

【問合せ】 社会福祉課

本庁CO₂排出抑制に取り組む 10年で平均20・2パーセント削減

～さらに図書館や公民館でも実施～

市では、平成9年12月に京都府で開かれた、地球温暖化問題に関する国際会議での二酸化炭素削減計画を受け、二酸化炭素の排出を抑制するために、同年12月から市役所本庁舎で、温暖化問題に対応してきました。

具体的な取り組みは、執務室の温度を暖房時は20度、冷房時は28度に設定する、蛍光灯を省エネタイプのものに切り替える、昼休み時間は必要最小限の照明にする、エレベーターの使用は控える、公

用車の使用を年間を通じて毎週水曜日と20パーセント削減に努める、アイドリングストップを徹底する、水道のバルブ調整などで節水に心がけるなどです。

石油・ガソリンの節約や、節電による発電所の使用燃料を減らすことで、エネルギーの利用を抑制し、二酸化炭素の削減につなげます。

本庁舎では、削減に取り組む前（平成9年11月以前）と比較して、10年間の年平均で20・2パーセント減らすことができました（対策

前の年と比較するため、平成9年の二酸化炭素換算の数値で計算）。

さらに、国は地球温暖化防止対策を進めるために「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定しました。

同法により、国や地方公共団体自らが実施する事務・事業で発生する温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画の策定や、実施



状況の公表が義務付けられたことから、市では、平成19年4月に「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、今年度からは、市役所本庁舎だけでなく、消防分署や図書館、公民館などでも二酸化炭素の排出削減に取り組んでいます。

家庭でも一層の削減を

市では、各家庭での二酸化炭素の排出量を求めることができ、削減の手助けとなる環境カレンダーを作成しています。

環境保全課や関宿支所、各出張所、各公民館で無料で配布していますので、ご利用ください。

【問合せ】市役所本庁舎での取り組みのことは管財課、実行計画・環境カレンダーのことは環境保全課